

あなたはもう設置しましたか？

家族の命を守る住宅用火災警報器



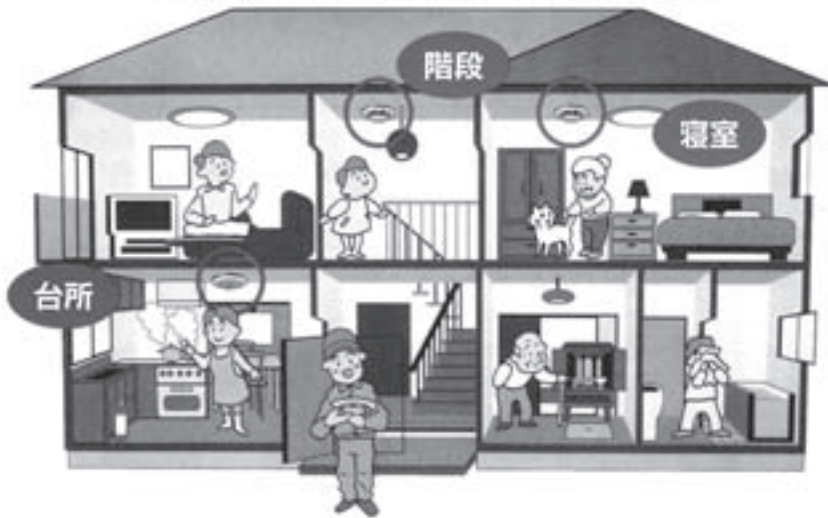
近年、火災現場からの逃げ遅れによる死者が多数発生しています。火災を感じて知らせる住宅用火災警報器を設置しましょう。

町内の住宅用火災警報器の設置状況は、一月一日現在、新築住宅・既存住宅合計で約一千世帯が設置しており、設置率は約一七％です。

3月1日から7日まで春季火災予防運動です

空気が乾燥し、少しの不注意から火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分注意しましょう。

◆住宅用火災警報器を取り付ける場所の例◆



住宅火災で死に至る原因の約六割が逃げ遅れによるものです。

火災が発生したことをより早く気づくことができれば、当然早い避難が可能となり、命が助かる可能性がぐっと高くなります。

住宅用火災警報器は、火災を早期に発見し、逃げ遅れる人を減らすため、消防法や盛岡地区広域行政事務組合火災予防条例により、平成十八年六月一日からすべての住宅に設置が義務づけられています。新築住宅については既に適応されており、既存住宅については、平成二十三年五月三十一日までに設置しなければなりません。

設置が義務づけられたのは、「寝室」と一階以外に寝室がある場合の「階段」です。また、設置の義務はありませんが、台所などの火を使用するところにも防火安全上、設置が望まれます。

住宅用火災警報器とは、火災を感じ取る機能と、警報を発する（知らせる）機能がセットになっているコンパクトな火災警

火災警報器の共同購入を提案します

(町婦人消防協力隊)

雫石町婦人消防協力隊では、住宅用火災警報器の設置を促進するため、商品を一括購入することで割安になることを期待し、町民の皆さんに共同購入をご提案します。購入の流れや商品搭载了らシを2月26日に全戸配布します。火災から家族の命を守るためにも、この機会に購入し、マイホームへの設置を進めましょう。

◎町役場総務課消防交通担当(☎内線221、224)

報器です。

住宅用火災警報器には、煙に反応する「煙式」と熱に反応する「熱式」の二種類のタイプがあります。「寝室」や「階段」には「煙式」が義務づけられています。

住宅用火災警報器は、町内の電気店や近郊のホームセンターなどで取り扱っています。価格は、機種や機能により違いはありますが、三千円程度から用意されているようです。

火災から、自分や家族の命を守る住宅用火災警報器を設置しましょう。

【問い合わせ先】盛岡西消防署雫石分署(☎692・3215)

～賢く、楽しく、明るい毎日を～

消費者情報BOX

粟石町役場商工観光課 ☎692-2111(内線257)

このコーナーでは、悪質商法や消費者が巻き込まれるトラブルなどの消費者情報をお知らせします。消費者トラブルを未然に回避して、賢く、楽しく、明るい生活が送れるよう、本コーナーの情報をご活用ください。

◆多重債務・借金相談会を開催します

町では、現在の借金や生活の状況などを聞き取り、弁護士や司法書士などの法律専門家へつないで、具体的な解決のためのお手伝いをしています。

また、多重債務や借金の問題を解決させた後の生活に関する支援も、福祉担当や納税担当など、各課で連携して取り組んでいます。

3月には相談会を開催しますので、一人で悩まず、まずは相談してください。きっと解決の糸口が見つかります。

【日時】3月17日(火) 13時30分～16時30分(受付時間▶13時～15時30分)

【場所】中央公民館

【内容】岩手県消費者信用生活協同組合の相談員が、多重債務・借金問題に関する悩み・相談事を聞き、解決に向けたアドバイスを行います。相談は無料です。※1件あたり1時間程度の相談時間とします。

【対象者】町内在住の人

【持ち物】債務の内容がわかる書類(借用書、金融消費貸借契約書、金融会社に支払っていた領収書など)、所得がわかる書類(源泉徴収

票など)

【申し込み・問い合わせ先】3月16日までに下記へ電話でお申し込みください。

町役場商工観光課商工労政グループ(☎内線257)

●多重債務巡回無料相談会

東北財務局では、無料相談会を盛岡財務事務所で行います。

【相談日】3月18日(水)

【場所】盛岡財務事務所

【申し込み】3月11日までに東北財務局多重債務相談窓口(☎022-266-5703)にお申し込みください。

に済ませるようお願いします。また、電話による問い合わせ件数も増加し、電話がつながりにくくなる場合があります。このような場合には、「岩手運輸支局ホームページ」をご覧ください。

☎登録▶☎050-5540-2010

車検▶☎050-5540-2110

告知

診療時間外の子ども診療は市夜間急患診療所へ

診療時間外に子どもの具合が悪くなり症状が軽い場合は、盛岡市夜間急患診療所(☎654-1080、小児科、内科、年中無休)で受診しましょう。症状が重いと思われる場合と、市夜間急患診療所や休日当番医が診療していない時間帯は小児救急入院受入当番病院で受診してください。詳しくは盛岡市医師会ホームページ(<http://www.morioka-med.or.jp/syouni/1.htm>)をご覧ください。

「特設人権相談所」を開設します

町では身近なことから人権を考えていただく機会として人権相談所を開設します。

「人権」は私たちが幸せな生活を営むために必要な権利として法律で保障されています。

人権問題でお悩みのときはお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は堅く守られます。

【日時・場所】3月6日(金) 13時～15時・町総合福祉センター

☎町役場福祉課(☎内線118)

粟石町の人権擁護委員

| 氏名(行政区) | 電話番号 |
|------------|----------|
| 高橋 孝(上町三) | 692-3318 |
| 大谷地正美(中 南) | 692-2665 |
| 藤原 恒子(六 区) | 693-3920 |
| 佐々木智恵(中町一) | 692-2557 |

粟石診療所 3月の診療体制

問い合わせ先 ☎692-3155

| 曜日 | 担当医師(午前) | 担当医師(午後) | 受付時間▶ 8:30～11:30 13:30～16:30 |
|----------------------|----------|----------|---|
| 月 | 秋山・松井※1 | 松井※1 | |
| 火 | 秋山 | 秋山 | ※1…9日と23日は増田医師が診療に加わります ※2…11日と18日は桂医師が担当予定 ○診療は内科のみで、夜間・土日祝日は休診しています(休日当番医は実施します) |
| 水 | 秋山・松井 | 松井※2 | |
| 木 | 秋山 | 秋山 | |
| 金 | 松井・増田 | 増田 | |
| 担当医師は予告なく変更する場合があります | | | |

この広告は、広告主の責任において粟石町が掲載しているものです。広告の内容について粟石町が推奨等をするものではありません

代理店 損保ジャパン

家族に安心のプレゼント

石山総合保険事務所

粟石町御明神荒屋敷168

TEL.019-692-1981 FAX.692-2684

BOSCH Auto Shop

電子制御システム診断専門店

(有) 櫻田自工

粟石町西根大宮103-1

TEL.019-693-3266(代) FAX.693-3169

お知らせ

☎お問い合わせ先団体名 ☎電話番号 FAX番号 ㊟住所 ㊟Eメール・URL

役場の窓口を臨時に開庁します

町では、春の異動期に合わせ住民異動などの手続きに便宜を図るため、役場の窓口を臨時に開庁します。対応するのは、住民異動、住民票、所得証明書などの交付、国保、年金、転校などの手続きです。

【実施日】3月22日(日)、3月29日(日)、4月4日(土)

【開庁時間】8時30分～17時15分

【対応窓口】住民課▶戸籍届・証明、住民異動届・証明など、福祉課▶身体障害者手帳・療育手帳の住所変更

および各種届け出、児童手当申請に関する届け出など、保健課▶国民健康保険に係る資格取得・喪失手続き、国民年金資格取得・喪失関係届出書の受理など、税務課▶所得証明書(現年度課税分)、納税証明書など、学校教育課▶転校などの手続き

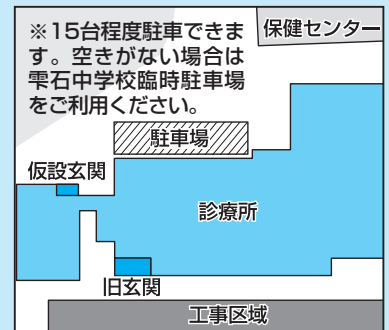
住民課では、平日も窓口延長を実施しています。ご利用ください。月・木曜日▶17時15分～18時30分

☎町役場住民課(☎内線112)

雫石診療所入り口を変更しました

雫石診療所に来所の際は、保健センター側の仮設玄関(旧職員玄関)をご利用ください。(仮称)健康センター建設工事に伴い、2月23日から雫石診療所正面玄関が閉鎖となっています。

☎雫石診療所☎692-3155



告知

住民基本台帳カードを無料で交付しています

町では、住民基本台帳カード(住基カード)を平成23年3月31日まで交付手数料を無料として交付しています。

●住基カードとは…

・住基カードは、顔写真付きのものとは付かないものの2種類があります。(顔写真は、6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦4.5cm×横3.5cmのものをお持ちください)。

有効期間は10年です

・写真付き住基カードは、運転免許証やパスポートと同じく公的な身分証明書として利用できます。

・住基カードの中に電子証明書を格納し、自宅のパソコンから国税の電子申告ができます。

詳しくは町役場住民課(☎内線112)までお問い合わせください。

告知

障がい者の自動車税・自動車取得税免除額に上限

身体に障がいのある人などが使用する自動車で、一定の要件を満たす場合に県が免除していた自動車税および自動車取得税の免除額に上限が設けられることとなりました。免除額の上限額および適応となる時期は次のとおりです。

【免除額の上限額】

・自動車税▶45,000円

年税額が45,000円以下の場合には全額免除となりますが、45,000円を超える場合は、その超える税額を納付。

・自動車取得税▶250万円に税率を乗じた額

自動車取得税の課税標準額が250万円以下の場合には、全額免除となりますが、250万円を超える場合は、250万円(身体障がい者仕様車の場合には、250万円に改造費

を加算した額)に税率を乗じた額を超える額を納付。

【適応開始時期】

自動車税▶平成21年度分

自動車取得税▶平成21年4月1日以降の取得分

詳しくは盛岡地方振興局(☎629-6546)にお問い合わせいただくか、県税ホームページ「けんせいのねっと」をご覧ください。

告知

自動車の登録・検査手続きは早めに済ませよう

毎年、自動車の登録、検査手続きなどの申請が3月に集中し、特に下旬がピークとなり窓口や車検場が大変混雑します。このため、これらの手続きはできるだけ早め

【広告】

各種点検
車検整備
自動車販売

たくみ 巧自動車整備工場

代表 工藤卓見

〒020-0151 滝沢村大釜字風林466-1 ☎691-9700・FAX 691-9701

絶対止むのが自信あり。

左官・タイル・吹付・防水工事一式

有限会社 山本工業

代表取締役 山本吉夫

岩手郡雫石町万田渡101-18
TEL.019-692-2847 FAX.692-2143

保健センターだより



【保健センター開放日】3月16日(月)10時～12時 【問い合わせ先】保健センター(☎692-2227 ㊟692-0308)

◎感染症から身を守るため予防接種を受けましょう

感染症から身を守るのに予防接種は大きな力を発揮します。健康のため、また感染症を広く流行させないためにも予防接種を受けましょう。

◆予防接種の接種方法とワクチン◆

| ワクチン名 | 対象者 | 接種方法など |
|-------------------------|---|----------------------------------|
| ポリオ | 3カ月～90カ月未満 | 集団接種(春と秋に個別に案内) |
| BCG | 6カ月未満 | 個別接種(出生届け時に依頼書を発行) |
| 三種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風) | 1期：3カ月～90カ月未満 | 個別接種(出生届け時に依頼書を発行) |
| | 2期：11歳～13歳未満 | 集団接種(個別に案内) |
| 麻しん風しん混合 | 1期：1歳～2歳未満 | 集団接種(個別に案内) |
| | 2期：就学前の1年間 | 集団接種(個別に案内) |
| | 3期：13歳(中学1年生相当) | 集団接種(個別に案内) |
| | 4期：18歳(高校3年生相当) | 集団接種(個別に案内) |
| 日本脳炎 | 急性散在性脳脊髄膜炎とワクチンとの因果関係から日本脳炎予防接種の積極的推奨は差し控えています。日本脳炎の流行地へ渡航する場合は、保護者の希望により依頼書を発行します。 | |
| インフルエンザ | ・65歳以上 ・心臓、腎臓、呼吸器などに内部障害のある60～65歳未満 | 個別接種(毎年10月中旬～1月ごろ実施。町広報やポスターで案内) |

いつまでも健康でいるために自分の生活習慣をチェック!

- 1.朝食は必ず食べる…はい・いいえ**
朝食は1日の活力源です。特に脳の活動には欠かせません。
- 2.定期的に運動をする…はい・いいえ**
毎日汗をかくような運動または労働をしていればOK。
- 3.睡眠は7～8時間…はい・いいえ**
多くても少なくても駄目です。
- 4.たばこは吸わない…はい・いいえ**
がんの原因の約3割はたばこです。
- 5.酒は一日一合以下…はい・いいえ**
適量は日本酒で一合程度です。
- 6.不必要な間食はない…はい・いいえ**
3食食べれば間食は必要ありません。
- 7.適正体重である…はい・いいえ**
身長(m単位)×身長×22が理想体重。

「はい」6個以上▶とても良い生活習慣です。自信を持って続けてください。
「はい」4～5個▶生活習慣病の危険が1個でも実践数を増やしましょう。
「はい」3個以下▶6個以上の実践者と比べ平均寿命が短くなる傾向が。良い生活習慣を心がける必要があります。

◎自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新はお済みですか?

精神疾患があり、継続的に外来通院をしている人が医療費の補助を受けられる制度です。受給者証の有効期限は1年間です。更新手続きは有効期限の終了する日の3カ月前から町保健センターで受け付けています。下記のことを準備して、お越してください。3月下旬になると、窓口の混雑が予想されます。現在受給者証を持っている人で、更新期間に入っている場合は、主治医とご相談の上、早めの手続きをお願いします。なお、新規の申請も受け付けています。

【手続きに必要なもの】

- ①自立支援医療診断書
- ②健康保険証
- ③生活保護を受けている場合は直近の決定通知書
- ④障害者年金証書の写し(受給者のみ)
- ⑤自立支援医療受給者証(更新の場合のみ)
- ⑥印鑑
- ⑦自立支援医療支給申請書(保健センターで用意)

【健康診査などの会場を変更しています】

平成21年度での完成を目指し進められている(仮称)健康センターの新築工事に伴い、当分の間乳幼児健康診査などは下記表のとおり会場を変更していますのでご協力をお願いします。

◆3月の乳幼児健康診査、各種相談、予防接種

| 実施日 | 内容 | 対象者 | 受付時間 | 会場 |
|--------|------------|----------------|------------|--------|
| 13日(金) | 乳幼児健康診査 | 3～4・9～10カ月、1歳児 | 13時～13時30分 | 中央公民館 |
| 18日(水) | 2歳6カ月児相談 | H18年7・8月生 | 13時～13時10分 | 中央公民館 |
| 19日(木) | 赤ちゃん相談 | 1歳未満の児 | 9時30分～11時 | 保健センター |
| 27日(金) | 3歳6カ月児健康診査 | H17年7・8月生 | 13時～13時30分 | 中央公民館 |

※乳幼児健康診査の対象▶3～4カ月児＝20年11月生まれ、9～10カ月児＝20年5月生まれ、1歳児＝20年3月生まれ

※乳幼児の健康診査、予防接種を早めに終了したい場合は母子手帳の受け付けを12時から行います。

※町外の医療機関で予防接種を希望される場合は、依頼書を発行します。印鑑を持参のうえ保健センターに申請してください。5,000円を上限に助成します。